

仕 様 書

- 1 品 名 : 貨物軽自動四輪車の借入⑥(函館運輸支局管轄・複数月)
- 2 単 位 : 両
- 3 リース方式 : オペレーティングリース
- 4 予 定 数 量 : 1 両
- 5 借 入 場 所 : 別添 1 のとおり
- 6 リース期間 : 2026 年 12 月 1 日(火) ~ 2027 年 3 月 31 日(水)

※ 正式な借入数量及び借入場所はリース開始日の 3 週間前までに連絡する

7 引き渡し日日程及び時間帯

- (1) 引き渡し日程 : 2026 年 11 月 27 日(金)までとする。
引き渡し時間帯 : 午前 9 時から午後 4 時までとする。
- (2) 引渡先の郵便局と日程及び時間帯を調整し、引渡予定日の 3 日前(土曜日・日曜日・祝日を除く)までに施策実施担当へ適宜の方法により日程及び時間帯を通知すること。
なお、引渡先の郵便局からの要望があった場合に限り、2026 年 12 月 1 日(火)の前日までに納入しても差し支えない。
- (3) 引渡先の郵便局と調整した日程又は時間帯を変更する場合は、原則として 2 日前(土曜日・日曜日・祝日を除く)までに郵便局に通知し、調整すること。
- (4) 引き渡し時には受託者が指定する運送会社及び郵便局社員双方で車両のキズや損傷等を確認すること。

8 引き取り日程及び時間帯

- (1) 引き取り日程 : 2027 年 4 月 15 日(木)までとする。
引き取り時間帯 : 午前 9 時から午後 4 時までとする。
- (2) 引取先の郵便局と日程及び時間帯を調整し、引き取り予定日の 3 日前(土曜日・日曜日・祝日を除く)までに施策実施担当へ適宜の方法により日程及び時間帯を通知すること。
- (3) 引取先の郵便局と調整した日程又は時間帯を変更する場合は、原則として 2 日前(土曜日・日曜日・祝日を除く)までに郵便局に通知し、調整すること。
- (4) 引き取り時には受託者が指定する運送会社及び郵便局社員双方で車両のキズや損傷等を確認することとし、引取り後の申し出については一切応じない。

9 リース料に含まれる項目及び要件

- (1) 登録納車費用
- (2) 自動車取得税
- (3) 自動車重量税
- (4) 自動車賠償責任保険
- (5) 自動車税
- (6) 任意保険(年齢制限 : 無、対人 : 無制限、対物 : 無制限(免責なし)、車両保険 : 140 万円(免責 0 円)、搭乗者保険 : 0 円、人身傷害保険 : 0 円)
- (7) 自動車の構造及び企画は以下に定める仕様等を具備し、かつ、道路運送車両法及び道路運送車両の保安基準を満たすものであること。
 - ア 事業用営業(黒)ナンバーを取得すること
 - イ ワンボックスタイプにおける排気量 660cc クラスのガソリンエンジン
 - ウ オートマチックトランスミッション又は CVT

- エ 四輪駆動車
- オ 右ハンドル
- カ 冬タイヤ(スタッドレスタイヤ)
- キ 冬用ワイパーブレード(フロント及びリア)
- ク 付属品(スノーブラシ、足元及び荷室用のラバーマット)
- ケ ロゴ(JP 日本郵便)マーキングフィルム

① デザイン

以下デザイン案を参照の上、施策実施担当から受領する原稿データを版下とすること。

サイズ	イメージ
100mm×326mm	

※別添 2 参照

② 校正

施策実施担当より、最大 3 回実施する(色校正)。

なお、最終校正は施策実施担当の押印により、校了とする。

③ 貼付

車両の両側面 2 箇所、周囲から見えやすい場所に貼付して、納車すること。

10 提出書類

提出書類等名称	提出先	備考
請求書 2026. 12. 1～2027. 3. 31 分 ＜必要記載事項＞ (1)発行年月日、(2)受託者名(印)、 (3)契約件名又は品名、(4)借入車両数量、 借入期間	施策実施担当	適宜様式 ※期間終了後、 速やかに提出すること
履行の完了を証明する書類 (例:「作業完了届」「履行確認書」「納品書」等名称適宜) ＜記載必須事項＞ (1)発行年月日、(2)受託者名、(3)契約件名又は品名、(4)履行完了日		適宜様式 ※履行完了後速やかに

11 知的財産権等

- (1) 受託者は、本契約に関して日本郵便北海道支社が開示した情報等及び契約履行過程で生じた納入成果物等に関する情報を本契約の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講じること。(公知の情報等を除く)ただし、当該情報等を本契約以外の目的に使用又は第三者に開示する必要がある場合は、事前に施策実施担当に承認を得ること。
- (2) 本契約履行過程で生じた、著作権法第 27 条及び 28 条に定める権利を含む全ての著作権及び本契約履行過程で生じたノウハウ(営業秘密)は日本郵便株式会社北海道支社に帰属し、日本郵便株式会社北海道支社が独占的に使用するものとする。ただし、受託者は、本契約履行過程で生じたノウハウ(営業秘密)を自ら第三者をして使用させる場合は、日本郵便株式会社北海道支社と別に定める使用許諾契約を締結するものとする。

- (3) 納入される成果物に第三者が権利を有する著作物(以下「既存著作物」という。)が含まれている場合は、日本郵便株式会社北海道支社が特に使用を指示した場合を除き、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用承諾契約に係る一切の手続きを行うこと。この場合、受託者は当該契約等の内容について事前に担当係の承認を得ることとし、日本郵便株式会社北海道支社は既存著作物について当該許諾条件の範囲内で使用するものとする。

なお、本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら日本郵便株式会社北海道支社の責に帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切の処理をすること。この場合、日本郵便株式会社北海道支社は係る紛争の事実を知ったときは受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

12 その他

- (1) 借入期間中、使用場所(使用する郵便局)を変更できるものとする。なお、使用場所変更に伴い、引き取り場所が変更となった際、施策担当者から受託者へその都度連絡し、引き取り場所を変更することとする。
- (2) 車両に係る任意保険については、JP 損保サービス株式会社を非幹事 70%とすること。
- (3) 不明な点は施策実施担当と打ち合わせること。

施策実施担当：日本郵便株式会社 北海道支社 総務部 安全推進室 貨物法制担当
住 所：札幌市中央区北 2 条西 4 丁目 3 番地
電 話 番 号：011-350-4137

納入場所一覧（函館運輸支局管轄・複数月）

No.	局名	住所	リース台数
1	函館中央	040-8799 函館市新川町 1 - 6	1
	合計		1

見 本

326mm



100mm

仕様：白地に赤文字